

## 船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第17号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年1月27日 05時53分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市 砂津防波堤灯台から真方位019°420m付近 (概位 北緯33°53.8′ 東経130°53.7′)	
事故等調査の経過	平成21年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 <sup>エム キミツ</sup> M.KIMITSU (大韓民国)、2,080トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 9204910 (IMO 番号)、<sup>スンジェ シッピング</sup> SUNG JE SHIPPING CO., LTD</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、二級海技士（航海）（大韓民国発給）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船体中央部船底外板に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか12人が乗り組み、船首約4.0m、船尾約5.0mの喫水で、船長が操船指揮に当たって関門港関門航路を約10ノットの対地速力で東進中、灯浮標を見誤って砂津航路に入り、反転して同航路から関門航路に戻ろうとした際、平成21年1月27日05時53分ごろ、砂津航路外の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮初期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長は、右舷標識灯浮標に沿って航行すれば関門航路を安全に航行できると判断し、右舷標識灯浮標を右舷側に見ることだけに注意を注ぎ、レーダーで周囲の地形を確認して海図と照合するなど、船位の確認を行わなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、砂津航路の右舷標識灯浮標を関門航路の右舷標識灯浮標と見誤り、砂津航路に入ったものと考えられる。</p> <p>船長は、砂津航路で反転する際、航路の周囲は自船の喫水より深いものと思い込み、海図により航路外が浅いことを確認するなど、水路調査を適切に行わず、航路を外れて航行したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が関門港関門航路を航行中、誤って砂津航路に入り、反転して同航路から関門航路に戻ろうとした際、砂津航路の周囲は本船の喫水より深いものと思い込んでいたため、砂津航路を外れて航行して	

	浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
--	----------------------------